

中華人民共和国農業法（抄録）

2002年12月28日修正

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國農業法（抄録）

（1993年7月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第2回会議において可決
2002年12月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議において修正）

第49条 国家は、植物新品種、農産品の地理的表示などの知的財産権を保護し、農業科学研究機関、教育機関が農業科学技術の基礎研究と応用研究を強化することを奨励、先導し、農業科学技術の知識を伝播、普及し、科学技術によって得た成果を産業化へと転換させるスピードを速め、農業科学技術の進歩を促進する。

国務院の関係部門は、農業の重大な要の技術である科学技術の難問解決に組織的に取り組まなければならない。国家は施策を採用し国際農業技術、教育の協力と交流を促進し、海外の先進技術の導入を推奨する。